主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中村紘毅の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例(最高 裁昭和四〇年(あ)第六五号同四二年――月八日大法廷判決・刑集二―巻九号―― 九七頁)は、逋脱犯の実行行為である「偽りその他不正の行為」には所論のように 不作為が含まれないという趣旨まで判示したものではないから、所論は前提を欠き、 その余は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六二年七月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	四ッ	谷		巖
裁判官	角	田	禮 次	郎
裁判官	高	島	益	郎
裁判官	大	内	恒	夫
裁判官	佐	藤	哲	郎